

山口県報

平成26年
3月31日
(月曜日)

目 次

○企業管理規程
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第一節 通則（第十五条―第十七条）」を、「第一節 削除」に、「―第百三十六条」を、「―第百三十五条」に、「第七章 予算」を「第六章の二 引当金（第百三十七―三十九条）」に、「第八章 経理状況の報告及び決算」を「第八章 決算」に、「第一節 経理状況の報告（第百四十五条）」を「第八章 決算」に、「第二節 決算（第百四十六条―第百四十九条）」を「第八章 決算」に、「―第百四十五条―第百四十九条）」に改める。

第五条中「企業出納員」を「課長及び所長」に改める。

第八条第一項中「会計伝票については勘定科目別に、仕訳日計表及び証拠となるべき書類については日付順に、それぞれ」を「それぞれ日付順に」に改め、同条第二項を削る。

第九条第一項各号を次のように改める。

- 一 総勘定元帳
- 二 予算執行整理簿
- 三 小切手用紙受払整理簿
- 四 別段預金収入支出整理簿
- 五 有価証券整理簿
- 六 企業債台帳
- 七 貯蔵品保管簿
- 八 固定資産台帳

第十条中「前条第一項第三号、第四号及び第十号」を「前条第一項第二号及び第七号」に改める。

第十四条を次のように改める。

（科目の更正）

第十四条 企業出納員は、整理済みの予算科目又は勘定科目に誤りを発見したときは、第五条の規定にかかわらず、直ちに振替伝票を発行し、これを更正しなければならない。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第十五条から第十七条まで 削除

第十八条を次のように改める。

（調定）

第十八条 課長及び所長は、その所管に属する事項に係る収入の調査決定（以下「調定」という。）をしようとするときは、収入の根拠及び所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付した振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われるときは、収入伝票。以下この節において同じ。）により決裁を受けなければならない。

2 課長及び所長は、前項の規定により決裁を受けたときは、予算執行整理簿に必要な事項を記入しなければならない。

第十九条第三項を削る。

第二十条第一項中「とき」を「ときは」、「に」、「除く。」は、「を」を「除き」に、「当該調定に係る収入回議書」を「調定に係る振替伝票」に改める。

第二十一条の見出しを「（振替伝票の確認）」に改め、同条第一項中「当該収入回議

書の」を、「当該振替伝票に」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条中「調定した」を「調定をした」に改め、「収入額異動回議書により決裁を受けて、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第十八条の規定は、前項の規定による調定について準用する。

第二十四条を次のように改める。

(調定額以外の調定の更正)

第二十四条 課長及び所長は、調定をした後において、当該調定に係る収入の所属年度、会計名又は予算科目に誤りを発見したときは、直ちにこれを更正しなければならない。

2 第十八条の規定は、前項の規定による更正について準用する。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条中「過誤納金還付回議書」を「支払伝票」に改める。

第三十三条第一項中「支出回議書」を「債権者の請求書その他の書類を添付した振替伝票(現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票。次項及び第三十五条において同じ。)」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 課長及び所長は、前項の規定により決裁を受けたときは、直ちに予算執行整理簿に必要な事項を記入し、当該振替伝票を企業出納員に回付しなければならない。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十五条の見出しを、「(振替伝票の確認)」に改め、同条第一項中「前条」を「第三十三条第二項」に、「当該支出回議書」を「当該振替伝票」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、同項の表中「支給を受ける職員の所属する事業所の長」を「総務課長」に改める。

第四十二条中「企業出納員」を「課長又は所長」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

第六十六条の二中「、毎日」を削る。

第七十条中「返納回議書」を「収入伝票」に改める。

第七十一条中「振替回議書又は収入回議書」を「振替伝票又は収入伝票」に改める。

第七十九条及び第八十条中「翌日中」を「一週間ごと」に改める。

第九十三条第一項中「課長及び所長から四半期ごとに提出された資料に基づき」を削り、「を調査し、当該四半期ごとの」を「に基づき、」に、「作成し、当該四半期の開始の日の前十日まで」に決裁を受けなければ」を「作成しなければ」に改める。

第九十五条第二項中「たな卸資産購入回議書に」を削り、「添えて」を「添付した文書により」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 課長及び所長は、前項の規定による通知を受けたときは、検査調書及び必要な書類を添付した振替伝票(現金の支払を伴う場合にあつては、支払伝票。次項において同じ。)により決裁を受けなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

6 課長及び所長は、前項の規定により決裁を受けたときは、直ちに当該振替伝票を企業出納員に回付しなければならない。

第九十六条第二項を削る。

第九十九条第一項中「たな卸資産出庫回議書」を「文書」に改め、同条第二項中「当該たな卸資産出庫回議書により当該たな卸資産を出庫することについての決裁を受けた上、当該たな卸資産出庫回議書」を「当該文書」に改め、同条第四項中「振替回議書」を「振替伝票」に改める。

第九十九条第三項中「振替回議書」を「振替伝票」に改める。

第一百零七条第一号中「船舶」の下に「、リース資産」を加え、同条第二号中「施設利用権」の下に「、リース資産」を加え、同条第三号中「三 投資」の下に「その他の資産」を加える。

第一百二十九条第二項中「固定資産所管替回議書」を「振替伝票」に改め、同条第三項中「振替回議書により決裁を受けた上」を削る。

第一百三十二条第二項後段を削る。

第一百三十五条中「第八条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第一百三十六条の前に次の章名を付する。

第六章の二 引当金

第一百三十六条を次のように改める。

(退職給付引当金の計上方法)

第一百三十六条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全ての企業職員(同日における退職者を除く。)(が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)(によるものとする。

2 前項の予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法による。

第三百二十九条第三項中、「目、節及び細節」を「及び目」に改める。

第三百二十九条の三第一項中、「毎四半期の十日前までに当該四半期の支出予算配当要求書を」と、「定期又は臨時に予算配当要求書を作成し、これを」に改め、同条第二項中「支出予算配当要求書」を「予算配当要求書」に、「支出予算配当通知書」を「予算配当通知書」に改め、同条第四項中、「又は臨時に予算の配当を受けようとする場合」を削る。

第三百二十九条の四第二項中、「支出予算執行計画整理簿」を「予算執行整理簿」に改める。

第四百十条第一項中、「支出予算配当要求書」を「予算配当要求書」に改め、同条第二項中、「流用回議書により」を削る。

第四百十一条中、「予備費充当申請書」と、「流用回議書」とあるのは「予備費充当回議書」を、「予備費充当申請書」に改める。

第四百十四条第二項中、「第十二条」を「第四十七条第二号」に改める。

第八章 経理状況の報告及び決算 を「第八章 決算」に改める。

第一節 経理状況の報告

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条 削除

第二節 決算 を削る。

第四百四十九条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 キャッシュ・フロー計算書

第四百四十九条第二項中、「第十二条」を「第四十八条及び第四十九条」に改める。

別表の電気事業動定科目表資産動定の部固定資産の表中「測量及び直接の費用」を「測量費等」に、「植林費を整理する。」を「植林費」に

「備	品	耐用年数/年以上であつて、取得価額又は製作価額が10万円以上のものをいう。
	器具及び備	
	車	

を

「備	品	耐用年数/年以上であつて、取得価額又は製作価額が10万円以上のものをいう。
	器具及び備	

諸 車

リース資産

リース・リース取引におけるリース資産（「建設仮勘定」又は「無形固定資産」に整理されるものを除く。）を整理する。

リース資産減価償却資産

実施することか確定した電気事業固定資産の建設標準の測定、金額を含む。他の建設標準の測定、金額を含む。工事事件名別にて整理する。金額が少額であることか定めて「建設仮勘定整理科目表」別に定める。

建設標準勘定

電気事業固定資産の建設工事の実施が確定する前にその予備測量、金額その他の建設標準の測定、金額（少額のものを除く。）を地点別又は工事事件名別に整理する。

改良仮勘定

電気事業固定資産の改良工事に係る予備測量、金額を含む。工事事件名別に測定して整理する。金額が少額であることか定めて「各種工事」を一括して整理することができる。

除却仮勘定

工事事件名別に目を設けて整理する。

「電気ガス供給施設利用権」を「電気ガス供給施設利用権、リース資産」に

「機械装置

通信機械装置を整理する。

を

「通信機械装置

「水力発電設備」の同日及びその節に準ずる。

に

「備

「水力発電設備」の同日及びその節に準ずる。

を

「備

「水力発電設備」の同日に準ずる。

を

「無形固定資産

「水力発電設備」の同日に準ずる。

を

「備

「水力発電設備」の同日に準ずる。

を

減価償却累計額		
建設仮勘定	「水力発電設備」の同目に準ずる。	
建設準備勘定	同上	
改良仮勘定	同上	
除却仮勘定	同上	
無形固定資産	同上	

とに科目、款、」や「附帯事業ごとに」は、

「固定資産仮勘定	建設仮勘定		
	建設準備勘定		
	除却仮勘定		

実施することが確定した電気事業固定資産の建設準備勘定の整理する。電気事業固定資産の建設準備勘定の整理する。電気事業固定資産の建設準備勘定の整理する。電気事業固定資産の建設準備勘定の整理する。

「い、附帯事業ご

「投資及び基金	投資有価証券		
	投資有価証券		

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの

「投資その他の資産	(何)	投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券で投資の目的をもつて所有するもの
-----------	-----	--------	----------------------------------------------------------

を

地方債	銘柄別に整理する。
国債	同上
株式債	同上
社債	同上
その他の有価証券	同上
出資金	相手先別に整理する。
長期貸付金	契約期間が1年を超える貸付金
一般貸付金	他会計及び職員に対する長期貸付金以外のもの
他会計貸付金	他会計への長期貸付金
職員貸付金	職員に対する長期貸付金
基金	基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
その他投資	「投資及び基金」のうち上記科目に該当しないもの

出資金	相手先別に整理する。
長期貸付金	契約期間が1年を超える貸付金
貸倒引当金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
基金	基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
長期前払消費税	
その他投資	「投資その他の資産」のうち上記科目に該当しないもの
減価償却累計額	「投資その他の資産」に係る減価償却累計額

編覧の帳のの

款	項	目	備	考
電気事業流動資産	現金預金			

「の、回照察

現金	現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便貯金銀行が発行する為替証書及び振替払出証書等
預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
営業未収金	「営業収益」の各科目に係る未収金
財務未収金	「財務収益」の各科目に係る未収金
附帯事業未収金	「附帯事業収益」の各科目に係る未収金
事業外未収金	「事業外収益」の各科目に係る未収金
その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金
貸倒引当金	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
有価証券	一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期内に返却されるものを除く。）
貯蔵品	いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取替価額10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
一般貯蔵品	貯蔵品のうち特殊品以外のものを種類別に整理する。
特殊品	規格及び品質が特殊なもので、用途が特定されているもの
短期貸付金	契約期間が1年以内の貸付金
貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われる対価で次年度中に費用となるもの
前払金	未經過保険料その他前払費用
前払金	物品の購入、工事の請負等において前払いされた金額で、前払費用に属しないもの
前払金	前渡資金
前払金	前算金
前払金	前払消費税及び

地方消費税	地方消費税及び仮払消費税等	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
貸倒引当金	貸倒引当金	未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税、特定収入仮払消費税及び地方消費税	
その他流動資産	上記以外の流動資産	

固定負債

負債勘定

款	項	目	備	考
電気事業固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てられたものの企業債	建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第51号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費をいう。業債（1年以内の財源に充てられたために発行から起算して1年以内の財源に充てられた日）以下同じ。）に償還期限の到来するものを除く。）	建設改良費等以外の財源に充てられたために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てられたものの長期借入金	建設改良費等の財源に充てられたために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）	建設改良費等以外の財源に充てられたために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引におけるリース債務	

引 当 金	退職給付引当金	(/ 年内に支払期限の到来するものを除く。)
	特別修繕引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額(/ 年内に使用される見込みのものを除く。)
	その他引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金 (/ 年内に使用される見込みのものを除く。)
	その他固定負債	上記以外の固定負債

流 動 負 債

款	項	目	備	考
電気事業流動負債	一時借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債	借入金等で貸借対照表日から起算して / 年以内に返還又は支払を要するもの	
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	/ 年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債	
		その他の企業債	/ 年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債	
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	/ 年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金	
		その他の長期借入金	/ 年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金	
	リース債務		/ 年内に支払期限の到来するリース債務	
	未払金		特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの (未払費用に属するものを除く。)	
		営業未払金	営業活動に係る通常の取引により発生する未払金	
		その他未払金	固定資産等購入代金の未払額等上記以外の未払金	
	未払費用		未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に債務の提供を受ける場合、既に提供を受けた債務の対価の未払額	

営業未払費用	営業未払費用	長期前受金	長期前受金	繰延収益
利息	利息	長期前受金	長期前受金	繰延収益
その他未払費用	その他未払費用	長期前受金	長期前受金	繰延収益
営業前受金	営業前受金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
その他前受金	その他前受金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
前受収益	前受収益	長期前受金	長期前受金	繰延収益
引当金	引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
退職給付引当金	退職給付引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
賞与引当金	賞与引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
法定福利費引当金	法定福利費引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
修繕引当金	修繕引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
特別修繕引当金	特別修繕引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
その他引当金	その他引当金	長期前受金	長期前受金	繰延収益
預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債	長期前受金	長期前受金	繰延収益

将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額のうち / 年内に使用される見込みのもの

数事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積もり計上する引当金

数事業年度に支払う法定福利費のうち当年度負担相当額を見積もり計上する引当金

数事業年度に支払う法定福利費のうち当年度負担相当額を見積もり計上する引当金

所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金

数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち / 年内に使用される見込みのもの

預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債

償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、貸付金その他のこれらに類するもの交付を受ける額、場合によっては、これらの交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起した一般会計又は他の特別会計から繰り入れを行った場合におけるその繰り入れの額

資 本 勘 定

	建設仮勘定長期前受金		
資 本 勘 定			
資 本 金	項 目	備 考	
資 本 金	固 有 資 本 金	企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額	
資 本 金	出 資 資 本 金	他会計からの出資金の額	
資 本 金	組 入 資 本 金	剰余金から資本金に組み入れた額	

剰 余 金

資 本 剰 余 金	再 評 価 積 立 金	令 附 則 第 1 / 1 項 及 び 第 1 / 2 項 の 規 定 に よ り 資 産 の 再 評 価 を 行 っ た 場 合 に お け る 再 評 価 面 積 額 か ら 再 評 価 以 前 の 帳 簿 面 積 額 を 控 除 し た 額
	受 贈 財 産 評 価 額	償 却 資 産 以 外 の 固 定 資 産 の 贈 与 を 受 け た 財 産 の 評 価 額
	寄 附 金	償 却 資 産 以 外 の 固 定 資 産 の 取 得 又 は 改 良 に 充 て た 寄 附 金
	補 助 金	償 却 資 産 以 外 の 固 定 資 産 の 取 得 又 は 改 良 に 充 て た 補 助 金
	工 事 負 担 金	償 却 資 産 以 外 の 固 定 資 産 の 取 得 又 は 改 良 に 充 て た 工 事 負 担 金
	保 険 差 金	固 定 資 産 の 帳 簿 面 積 額 と 当 該 固 定 資 産 の 滅 失 に よ り 保 険 契 約 に 基 づ い て 受 け 取 っ た 保 険 金 と の 差 額
	そ の 他 資 本 剰 余 金	上 記 以 外 の 資 本 剰 余 金
利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利 益 積 立 金	欠 損 金 を 埋 め る た め に 積 み 立 て た 額
	中 小 水 力 発 電 開 発 改 良 積 立 金	中 小 水 力 発 電 所 の 建 設 又 は 改 良 の た め に 積 み 立 て た 額
	建 設 改 良 積 立 金	建 設 又 は 改 良 の た め に 積 み 立 て た 額 の う ち 中 小 水 力 発 電 開 発 改 良 積 立 金 を 除 く 額

当年度未処分利益 （当年度未処分利益） （理欠損金）	繰越利益剰余金 （繰越欠損金） （繰越欠損高） （繰越欠損高）	前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処分損金）の額から前年度利益剰余金（又は前年度未処分損金）の額から前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処分損金）の額を控除して年度中の繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の増加高（又は減少高）を算出した額
その他未処分利益 （当年度純損失）	当年度純利益 （当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）

剰余金の勘定科目別増減及び利益等類別の部増減の部増

「(何) 発電 所電力準備引当 （又は取崩し）」	「(何) 発電 所電力料」	「(何) 発電 所電力料」	「(何) 発電 所電力料」
「附帯事業収益」	「附帯事業収益」	「附帯事業収益」	「附帯事業収益」
「附帯事業収益」	「(何)」	「(何)」	「(何)」
「事業外収益」	「事業外収益」	「事業外収益」	「事業外収益」
「特別利益」	「特別利益」	「特別利益」	「特別利益」
「固定資産売却益」	「固定資産売却益」	「固定資産売却益」	「固定資産売却益」

過年度損益
修正益
その他特別
利益

前年度以前の損益の修正で利益の性質
を有するもの

に改め

別表の電気事業動定科目表費用動定の部費用の表を次のように改める。

費用

款	項	目	節	備 考
電気事業費用	営業費用	(何) 水力発電		
		給 料		職員の本給
		手 当		職員の扶養、時間外勤務、期末及び勤勉手当等の諸手当
		賞与引当金繰入額		賞与引当金として計上するための繰入額
		法定福利費引当金繰入額		法定福利費引当金として計上するための繰入額
		賃 金		臨時職員及び人夫の賃金
		報 酬		臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
		法 定 福 利 費		事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
		旅 費		旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費
		報 償 費		報償金、奨励金等
		消 耗 品 費		事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数/年末残又は取得価額/0万円未満の器具、備品費
		潤 滑 油 脂 費		機械装置の潤滑油脂に関する費用をいう。ただし、類は「修繕費」に使用する油類は「修繕費」に使用する油類に、船舶等に使用する油類は「消耗品費」に、灯火及び暖房に使用する油類は、「比熱水費」にそれぞれ整理する。
		光 熱 水 費		水道料、ガス代、電灯料等

印刷製本費	印刷費及び製本費
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
委託手数料	
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
修繕費	有形固定資産の維持修繕に要する費用
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
補償費	補償金、賠償金、補填金、見舞金等
分 担 金	共有施設維持管理費分担金及び関係団体の会費分担金等
交 付 金	国有資産等所在市町村交付金法(昭和9/年法律第82号)の規定に基づき市町に交付する交付金
損害保険料	事業用資産に対する損害保険料
会議費	会議に要する費用
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
その他引当金繰入額	その他の引当金として計上するための繰入額
雑 費	
減 価 償 却 費	
固定資産除却費	
共有設備費分担額	
水利使用料	
一般管理費	
給 料	

「業務設備」に係る費用及び電気的業務の運営全般に関する費用

特別損失	不用品売却原価 その他雑支出	売却した不用品の原価
固定資産売却損	当年度の経常費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額	
減損損失	事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は発生した減損による損失又は認識すべき減損損失の額	
災害による損失 過年度損益修正 その他特別損失	災害による巨額の臨時損失 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの	

別表の工業用水道事業留保資産の固定資産の計上「測量費及び直接の費

「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」
「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」
「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」
「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」	「建築物減価償却累計額」

「機械及び装置減価償却累計額」	「機械及び装置減価償却累計額」
「機械及び装置減価償却累計額」	「機械及び装置減価償却累計額」
「機械及び装置減価償却累計額」	「機械及び装置減価償却累計額」
「機械及び装置減価償却累計額」	「機械及び装置減価償却累計額」

「機械及び装置減価償却累計額」

「その他の有形固定資産」	上記以外の有形固定資産
「その他の有形固定資産」	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）で別に定める「工業用水道事業建設費」に定める「整理科目表」による。
「その他の有形固定資産」	
「その他の有形固定資産」	

「リース資産」	「リース資産」
「リース資産」	「リース資産」
「リース資産」	「リース資産」
「リース資産」	「リース資産」

実施することか確定した有形固定資産の建設工事（リース取引におけるリース資産（「建設仮勘定」又は「無形固定資産」に整理されるものを除く。）を整理する。

実施することか確定した有形固定資産の建設工事（リース取引におけるリース資産（「建設仮勘定」又は「無形固定資産」に整理されるものを除く。）を整理する。

短期貸付金	契約期間が1年以内の貸付金	く。)
貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	
前払費用	前払賃借料、借を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われる対価で、次年度中に費用となるもの	
前払金	未経過保険料その他前払費用	
前払金	物品の購入、工事の請負等に際して前払いされた金額で、前払費用に属しないもの	
前渡資金		
前金		
前払消費税及び地方消費税		
未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して、いまだ支払を受けしていないもの	
貸倒引当金	未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	
その他流動資産		
仮払消費税及び地方消費税		
特定収入仮払消費税及び地方消費税		
雑流動資産	上記以外の流動資産	

別表の工業用水道事業勘定科目表資産勘定の部繰延勘定の表を削り、別表の工業用水道事業勘定科目表負債勘定の部及び資本勘定の部を次のように改める。

負債勘定

款	項	目	備	考
固定負債	企業債			

他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）	
リース債務	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）	
リース債務引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。） 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）	
退職給付引当金	上記以外の固定負債	
特別修繕引当金		
その他引当金		
その他固定負債		

流動負債

款	項	目	備	考
流動負債	一時借入金			
企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債 その他の企業債		借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの	
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債	
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債	

リース債務	財務に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 /年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財務に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
未払費用	営業未払費用 その他未払費用	営業活動に係る通常の取引により発生する未払金 固定資産等購入代金の未払額等上記以外の未払金 未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額
前受金	営業前受金 その他前受金	契約等により既に受け取った対価のうちいまだその債務の履行を終わらないもの 「営業収益」の各科目に係る前受額 固定資産の売却代金等上記以外の収入の前受額
前受収益	退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額のうち/年内に使用される見込みのもの 翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積もり計上する引当金 翌事業年度に支払う法定福利費のうち当年度負担相当額を見積もり計上する引当金 所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合に於いて、その修繕に備えて計上する引当金 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち/年内に使用される見込みのもの

繰延収益	長期前受金	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
長期前受金	長期前受金収益 建設仮勘定長期前受金	預り有価証券 預り有価証券 給与費集中 仮受金
		債却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び債却資産の元金の償還に要する資金に充てられた一般会計又は他の特別会計から繰り入れた場合におけるその繰り入れの額

資本金 資本勘定

款	項	目	備	考
資本金	固有資本 出資資本 組入資本		企業開始の時（法適用の時）における引継資本金の額 他会計からの出資金の額 剰余金から資本金に組み入れた額	

剰余金

款	項	目	備	考
資本剰余金	再評価剰立金 受贈財産評価額		令附則第1/項及び第2項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額 債却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額 債却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた	
	寄附金			

寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた補助金	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
保険金	固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
利益剰余金	企業債の償還に充てるため積み立てた額	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
減債積立金	欠損金を埋めるために積み立てた額	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
利益積立金	建設又は改良のために積み立てた額	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額
当年度未処分利益(当年度未処分欠損)	当年度末における繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額に当年度の純利益(又は純損失)の金額を加減した額	繰越利益剰余金(繰越欠損金)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処分損金の額から前年度未処分利益剰余金(又は繰越欠損金)の増加高又は減少高を増加高)を加減した額

「経常的収益」

「雑収益」	「上記以外の収益」	「受取配当金」	「受取利息及び配当金」
「その他の営業収益」		「(何)工水雑収益」	「(何)工水雑収益」
「(何)工水雑収益」	「(何)工水雑収益」	「(何)工水雑収益」	「(何)工水雑収益」

「有価証券利息」

「受託工事収益」	「(何)会計補助金」	「有価証券利息配当金」	
「受託工事収益」	「(何)会計補助金」	「有価証券利息配当金」	
「長期前受金戻入」			

「不用品売却収益」

「有価証券売却収益」	「不用品売却収益」	「不用品の売却代金」	
「有価証券売却収益」	「不用品売却収益」	「不用品の売却代金」	

「附帯事業収益」

「附帯事業収益」	「雑収益」	「附帯事業収益」	「営業外収益」及び「附帯事業収益」の各科目に該当しない収益
「附帯事業収益」	「雑収益」	「附帯事業収益」	「営業外収益」及び「附帯事業収益」の各科目に該当しない収益

「特別利益」

「附帯事業収益」	「(何)」	「特別利益」	「経常的収益」
「附帯事業収益」	「(何)」	「特別利益」	「経常的収益」
「附帯事業収益」	「(何)」	「特別利益」	「経常的収益」

「特別利益」
 固定資産売却利益
 固定資産の帳簿価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額を有するもの
 前年度以前の損益の修正で利益の性質が異なるもの
 固定資産売却利益
 固定資産の帳簿価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額を有するもの
 前年度以前の損益の修正で利益の性質が異なるもの
 固定資産売却利益
 固定資産の帳簿価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額を有するもの
 前年度以前の損益の修正で利益の性質が異なるもの

「固定資産売却益、過年度損益修正益、その他特別利益」

固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの

1266

「工業用水事業費」は工業用水事業費の総額を指すものとする。

費用

款	項	目	節	備	考
工業用水事業費用	営業費用	(何) 工業用水 道原水費			
			給料	職員の本給	職員の扶養、時間外勤務、期末及び勤勉手当等の諸手当
			手当	賞与引当金として計上するための繰入額	
			法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額	
			賃金	臨時職員及び人夫の賃金	
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬	
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等	
			旅費	旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費	
			報償費	報償金、奨励金等	
			消耗品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数/年末価又は取得価額/0万円未満の器具、備品費	
			燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費	
			光熱費	電気、ガス、水道料金等	
			印刷製本費	印刷費及び伝票、帳簿等の製本費	

通信搬送料	はがき、郵便切手、電信電話料、券類、加入移動電話料、乗車船券、運送料等
委託手数料	借地料、借家料、自動車借上料等
賃借料	有形固定資産の維持修繕に要する費用
修繕費	修繕引当金として計上するための繰入額
修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
動力費	補償金、賠償金、補填金、見舞金等
補償費	共有施設維持管理費、担金及び関係団体の会費、負担金等
分担金	国有資産等所在市町に交付する交付金
交付金	事業用財産に対する損害保険料
損害保険料	原水の受水に要する費用
受水費	会議に要する費用
会議費	貸倒引当金として計上するための繰入額
貸倒引当金繰入額	その他の引当金として計上するための繰入額
その他引当金繰入額	
雑費	
雑費	
減価償却費	
減価償却費	
資産減耗費	
材料売却原価	売却した材料の原価
(何) 工業用水 道配水費	送配水設備の維持及び作業に要する費用
総係費	事業活動の全般に関連する費用及び料金の測定その他の業務に要する

給料当	る費用							
手当								
賞与引当金繰入額								
法定福利費引当金繰入額								
賃金								
報酬								
法定福利費								
旅費								
退職給付費	退職給付引当金として計上するた めの繰入額及び退職手当の支払に 当たつて不足が生じた場合の当該 不足額							
報償費								
消耗品費								
燃料費								
光熱水費								
印刷製本費								
印製本費								
通信運搬費								
広告料	広告、宣伝に要する費用							
委託料								
手数料								
借付料								
補償費								
修繕費								
修繕引当金繰入額								
特別修繕引当金繰入額								
動力費	事業運営のため外部と交渉するた めに要する費用							
交際費								
研究費	職員の研修に要する費用							
修繕費								
金担								
分付								
交際								
損保								
会費								
貸倒引当金繰入額								
その他引当金繰入額								
雑費								
減価償却費								
資産減耗費								
受託工事費	給水装置等の新設又は修繕等の受 託工事に要する費用							
その他営業費用	上記以外の営業費用							
営業外費用								
支払利息	企業債に対する利息 長期借入金に対する利息 一時借入金に対する利息							
企業債取扱諸費	企業債の元利償還の都度支払う手 数料及び取扱費							
受託工事費	給水装置等の新設又は修繕等の受 託工事に要する費用							
雑支出	売却した不用品の原価							
不用品売却原価								
その他雑支出								
附帯事業費用								
(何)								

特 別 損 失	固 定 資 産 売 却 損 失		当 年 度 の 経 常 費 用 か ら 除 外 す べ き 損 失
減 損 損 失	災 害 に よ る 損 失		固 定 資 産 の 売 却 価 値 が 当 該 固 定 資 産 の 売 却 時 の 帳 簿 価 値 に 不 足 す る 金 額
過 年 度 損 益 修 正 損 失	災 害 に よ る 巨 額 の 臨 時 損 失		専 業 年 度 の 末 日 に お い て 予 測 す る こ と が 可 能 な い 減 損 が 生 じ た も の 又 は 該 生 じ た 減 損 を 認 識 す べ き も の 当 該 生 じ た 減 損 又 は 認 識 す べ き 減 損 損 失 の 額
そ の 他 特 別 損 失	前 年 度 以 前 の 損 益 の 修 正 で 損 失 の 性 質 を 有 す る も の		前 年 度 以 前 の 損 益 の 修 正 で 損 失 の 性 質 を 有 す る も の

附 則

(施 行 期 日)

1 この管理規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経 過 措 置)
 2 平成二十五年度の決算については、改正後の山口県企業局財務規程第九条第一項、
 第百七十七条、第百四十九条第一項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によ
 る。

平成二十六年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市